

日本公認会計士協会会則(抄)

(最終変更 2019年7月22日)

第3章 監査業務の運営状況の調査

第1節 品質管理レビュー

(品質管理レビュー)

第77条 本会は、法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人（以下この章において「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について次項に規定する品質管理レビューを実施する。

2 品質管理レビューとは、次に掲げる行為の総称をいう。

(1) 監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置（勧告に対する改善が図られない場合の追加的な措置を含む。）を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為（以下「通常レビュー」という。）。

(2) 監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置（勧告に対する改善が図られない場合の追加的な措置を含む。）を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為（以下「特別レビュー」という。）。

3 品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、これを摘発又は懲戒を目的とするものと解してはならない。

4 本会は、監査業務に係る契約（以下この章において「監査契約」という。）を締結している監査事務所に対し、品質管理レビューを実施する。

5 品質管理レビューは、品質管理委員会が必要と認めたときに実施する。この場合において、通常レビューは、前回通常レビューを実施した日から起算して5年を経過する日までに、3年ごとを目途に実施するものとする。

6 品質管理レビューを受ける監査事務所は、品質管理委員会が効率的かつ適切に品質管理レビューを実施できるように、全面的に協力しなければならない。この場合において、当該監査事務所は、品質管理委員会が必要と判断した全ての記録、書類及びその他の情報を品質管理委員会に提出し、品質管理委員会からの書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。

7 品質管理レビューを受けた監査事務所は、第2項各号の勧告を受けた場合は、速やかに当該勧告に応じた改善措置を講じなければならない。

8 品質管理レビューの内容、対象その他品質管理レビューの実施に関し必要な事項は、細則で定める。

(措置の種類)

第78条 前条第2項各号の措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 注意
- (2) 嚴重注意
- (3) 監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部の辞退勧告
(会長による通知及び効力の発生時期)

第79条 品質管理委員会は、前条各号の措置を決定したときは、その旨を会長に報告する。

- 2 会長は、前項の報告を受けたときは、当該措置の決定を受けた監査事務所に対しその旨を通知し、当該通知をした旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長は、前条第3号の措置の決定を受けた監査事務所(第91条の登録事務所である場合に限る。)が第92条第1項の登録の取消しの決定を併せて受けた場合において、当該監査事務所から第107条第1項で準用する第102条第1項の規定による審査申立てがあったときは、審査申立てに係る審査の終了により当該措置の決定が確定した時に、審査申立てがないときは同条第2項に規定する申立期間が経過した時に、前項の通知を行うものとする。
- 4 前条各号の措置は、前2項の規定により会長が当該監査事務所に措置の決定を通知した時からその効力を生ずる。

(品質管理委員会の設置、職務及び権限)

第80条 本会に、第77条第1項の目的を達成するとともに、次節に規定する上場会社監査事務所の登録に関する事項を所掌するため、品質管理委員会を置く。

- 2 品質管理委員会の職務は、次の事項とする。
 - (1) 品質管理レビューを実施すること。
 - (2) 品質管理レビューに関する基準及び手続を立案すること。
 - (3) 上場会社監査事務所及び準登録事務所の登録に関する事項について、審査、決定その他取扱いを行うこと。
 - (4) 名簿再登録制限者の指定、指定解除及び指定解除の取消しを決定すること。
 - (5) 品質管理レビューを通じて認識した監査事務所又は監査の基準に係る共通の問題点等に関する意見を会長に具申すること。
 - (6) 品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長に具申すること。
- 3 品質管理委員会は、その職務を遂行するため、品質管理レビューの対象となる監査事務所から報告を徴し、又は当該監査事務所に質問をし、かつ資料の提示若しくは提出を求めることができる。
- 4 品質管理委員会の委員長は、品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に疑念が生じた場合又は監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた場合には、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告することができる。

(品質管理委員会の組織)

第81条 品質管理委員会は、委員7人以上11人以内をもって組織する。

- 2 委員のうち1人は、会長が指名する副会長をもって充てる。
- 3 委員のうち3人は、会長が理事会の議を経て、会員外の学識経験を有する者のうちから委嘱する。

- 4 その他の委員は、会長が常務理事会の議を経て、会員（監査法人を除く。）のうちから委嘱する。
- 5 品質管理委員会の委員の過半数は、役員（監事を除く。）でなければならない。
- 6 品質管理委員会に委員長を1人置き、第2項の副会長である委員をもってこれに充てる。
- 7 品質管理委員会は、品質管理レビューの実施に関し品質管理委員会が必要と認める事項について審査を行わせるため、部会を設置することができる。

（会則の準用）

第82条 第41条（議事の非公開）及び第65条（利害関係者の排除）の規定は、品質管理委員会について準用する。

（細則への委任）

第83条 この節に定めるもののほか、品質管理レビューの実施並びに品質管理委員会の職務及び組織に関し必要な事項は、細則で定める。

第2節 上場会社監査事務所の登録

（上場会社監査事務所部会の設置、職務及び権限）

第84条 本会は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならない者（公認会計士法施行令第9条各号のいずれかに該当する者及び金融商品取引所に上場していない者を除く。以下この節において「上場会社」という。）と監査契約を締結している監査事務所（以下「上場会社監査事務所」という。）に対する指導及び監督を行うため、品質管理委員会に上場会社監査事務所部会を置く。

2 上場会社監査事務所部会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 上場会社及び上場会社監査事務所に関する情報を収集し、又は分析し、品質管理レビューの実施に資すること。
- (2) 前号で収集し、又は分析した情報について、監査・規律審査会に情報共有を図ること。
- (3) 上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リスト（以下「抹消リスト」という。）を備え、これらを開示すること。
- (4) 上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への再登録制限者管理簿（以下「名簿再登録制限者管理簿」という。）を備えること。
- (5) その他上場会社監査事務所の指導及び監督に資する職務を行うこと。

3 上場会社監査事務所部会は、その職務を遂行するため、上場会社監査事務所に質問をし、又は調査を行うことができる。

（上場会社監査事務所部会の組織）

第85条 上場会社監査事務所部会は、部会員若干人をもって組織する。

（細則への委任）

第86条 上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び抹消リスト並びに名簿再登録制限者管理簿の記載事項は、細則で定める。

（上場会社監査事務所名簿への登録）

第87条 次条又は第89条の規定により準登録事務所名簿に登録された監査事務所（以下

「準登録事務所」という。)が上場会社と監査契約を締結したときは、細則で定めるところにより、上場会社監査事務所名簿への登録を品質管理委員会に申請しなければならない。

- 2 品質管理委員会は、前項の規定による登録の申請があったときは、審査の上、登録の可否を決定する。
- 3 品質管理委員会は、前項の規定により登録を認める決定をした場合において、当該決定に関し第100条第3項の規定による報告を受けたときは、当該上場会社監査事務所を遅滞なく上場会社監査事務所名簿に登録するものとする。
- 4 品質管理委員会は、第2項の規定により登録を認めない決定をした場合において、当該決定に関し第100条第4項の規定による報告を受けたときは、当該上場会社監査事務所を抹消リストに記載し、その名称、申請を認めなかった旨その他細則で定める事項を開示するものとする。

(準登録事務所名簿への登録)

第88条 上場会社との監査契約を予定している監査事務所は、当該監査契約を締結する前に、細則で定めるところにより、準登録事務所名簿への登録を申請し登録を受けなければならない。

- 2 品質管理委員会は、前項に規定する監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があったときは、細則で定める方法により、審査の上、登録の可否を決定する。
- 3 品質管理委員会は、前項の規定による登録を認める決定に関し品質管理委員会が第100条第3項の規定による報告を受けたときは、登録を認めた監査事務所を、品質管理レビュー実施前監査事務所として遅滞なく準登録事務所名簿に登録するものとする。
- 4 前項の品質管理レビュー実施前監査事務所は、準登録事務所名簿への登録申請時に細則で定めるところにより申請した上場会社以外の上場会社と監査契約を締結する予定ができたときは、改めて準登録事務所名簿への登録の審査を受けなければならない。

第89条 上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められるものとして細則で定める会社の監査を行っている監査事務所は、細則で定めるところにより、準登録事務所名簿への登録を申請することができる。

- 2 品質管理委員会は、前項に規定する監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があったときは、審査の上、登録の可否を決定する。
- 3 品質管理委員会は、前項の規定による登録を認める決定に関し第100条第3項の規定による報告を受けたときは、登録を認めた監査事務所を、品質管理レビュー実施済監査事務所として遅滞なく準登録事務所名簿に登録するものとする。

(登録の審査等)

第90条 品質管理委員会は、第87条第2項及び前条第2項の審査に当たっては、当該申請をした監査事務所に対し、通常レビューを実施するものとし、その結果等を踏まえ、登録の申請のあった監査事務所の監査に係る品質管理のシステムの整備及び運用の状況について、監査に関する品質管理基準等に基づき、公正かつ適切に判断しなければならない。

2 第87条第1項、第88条第1項又は前条第1項の規定により登録を申請する監査事務所は、次条の登録事務所の義務の履行を本会に誓約する旨の誓約書を会長に、登録申請書その他細則で定める書類を品質管理委員会に、それぞれ提出しなければならない。

3 品質管理委員会は、前項の誓約書及び書類（細則で定めるものに限る。）を細則で定めるところにより開示するものとする。

（登録事務所等の義務）

第91条 上場会社監査事務所名簿に登録された上場会社監査事務所（以下「本登録事務所」という。）及び準登録事務所（以下これらを「登録事務所」という。）は、登録事務所の義務について本会が定める細則を遵守しなければならない。

（上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置）

第92条 品質管理委員会は、登録事務所に対し品質管理レビューを実施した結果、第78条第3号の措置を決定したときは、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録の取消しについて併せて決定する。

2 第90条第1項の規定は、前項に規定する上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録の取消しの決定を行う場合について準用する。この場合において、当該決定に当たっての判断の基準は、品質管理レビューの結果等の区分に応じて、細則で定める。

3 品質管理委員会は、第100条第4項の規定により、会長から第1項の決定を通知した旨の報告を受けた場合において、同項の決定を受けた登録事務所が本登録事務所であるときは、抹消リストにその旨及びその理由を記載し、その概要を開示する。

（極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた登録事務所の取扱い）

第93条 品質管理委員会は、登録事務所の品質管理レビューにおいて、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められたときは、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿にその旨を記載し、その概要を開示する。この場合において、当該登録事務所（本登録事務所である場合に限る。）の登録を取り消したときは、抹消リストにその旨を記載し、その概要を開示する。

（懲戒処分等を受けた登録事務所の取扱い）

第94条 品質管理委員会は、登録事務所（登録審査中であるものを含む。）が金融庁長官又は本会の行う懲戒処分等を受けたときは、細則で定めるところにより、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録の取消し又は事実の記載を行うものとする。

2 品質管理委員会は、前項の規定による取扱いを行う場合は、あらかじめ会長に報告するものとする。

3 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、第1項の規定による取扱いを行う登録事務所にその旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。

4 品質管理委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、細則で定めるところにより開示するものとする。

（名簿再登録制限者の指定及び解除）

第95条 品質管理委員会は、金融庁長官又は本会の行う懲戒処分等を受けた監査事務所

等のうち、細則で定めるものを上場会社監査事務所名簿・準登録事務所名簿再登録制限者（以下「名簿再登録制限者」という。）に指定する。

- 2 品質管理委員会は、名簿再登録制限者の指定をした場合において、会長が第100条第4項の通知をしたときは、名簿再登録制限者に指定したものを名簿再登録制限者管理簿に記載する。
- 3 名簿再登録制限者に指定されたものは、細則で定める要件を満たした場合、品質管理委員会に対し名簿再登録制限者の指定解除を申請することができる。
- 4 品質管理委員会は、前項の規定による申請を受け付けたときは、審査の上、指定解除の可否を決定する。
- 5 品質管理委員会は、名簿再登録制限者の指定を解除した後に指定解除の結論に影響を与えるような新たな事実が判明したときは、指定解除を取り消すことができる。
- 6 名簿再登録制限者の管理、指定解除の要件その他名簿再登録制限者に関し必要な事項は、細則で定める。

（公認会計士の登録が抹消された名簿再登録制限者が再度公認会計士の登録がされた場合の取扱い）

第96条 名簿再登録制限者に指定された者が、その指定が解除されることなく公認会計士の登録が抹消された場合において、再度公認会計士の登録がされたときは、改めて名簿再登録制限者として指定する。

- 2 前項の規定による指定に関し必要な事項は、細則で定める。

（名簿再登録制限者に関する登録事務所の義務）

第97条 登録事務所は、名簿再登録制限者を上場会社の監査業務の業務執行責任者、上場会社の監査業務に係る審査を行う者その他上場会社の監査業務の重要な決定及び判断を行う者としてはならない。

（名簿再登録制限者に関する登録事務所の義務に違反した場合の対応）

第98条 品質管理委員会は、登録事務所が前条に規定する義務に違反した場合には、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿からの抹消その他細則で定める取扱いをすることができる。

（上場会社監査事務所名簿への登録の申請をしない上場会社監査事務所の取扱い）

第99条 品質管理委員会は、上場会社監査事務所が第87条第1項の規定による申請をしないときは、当該上場会社監査事務所の名称、その旨その他細則で定める事項の開示について審査し、その取扱いを決定する。

- 2 品質管理委員会は、次条第3項の規定により、前項の取扱いを通知した旨の報告を受けたときは、遅滞なく前項に規定する事項を抹消リストに記載して開示するものとする。

（会長による通知及び効力の発生時期）

第100条 品質管理委員会は、第87条第2項、第88条第2項及び第89条第2項の登録の可否、第92条第1項の登録の取消し、第95条第1項の規定による名簿再登録制限者の指定、同条第4項の指定解除及び同条第5項の規定による指定解除の取消し並びに前条第1項の取扱いを決定したときは、会長に報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の決定が次の各号に掲げるものであるときは、品質

管理委員会は、当該決定の対象となる監査事務所又は会員にその旨を申し渡し、申し渡した旨を会長に報告しなければならない。

- (1) 第87条第2項、第88条第2項又は第89条第2項の規定による登録を認めない決定
 - (2) 第92条第1項の規定による登録の取消しの決定
 - (3) 第95条第1項の名簿再登録制限者の指定（金融庁長官の行う懲戒処分等を受けたことを理由とするものに限る。）
 - (4) 第95条第5項の名簿再登録制限者の指定解除の取消し
- 3 会長は、第1項の規定による報告を受けた場合は、同項の規定による品質管理委員会の決定の対象となる監査事務所又は会員にその旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- 4 会長は、第2項の規定による報告を受けた場合において、第107条第1項で準用する第102条第2項に規定する申立期間の経過又は審査申立てに係る審査の終了により、同項の規定による品質管理委員会の決定が確定したときは、当該決定の対象となる監査事務所又は会員にその旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- 5 品質管理委員会が決定した事項は、会長が監査事務所又は会員に、前2項の規定により通知した時からその効力を生ずる。
- 6 第87条第4項、第92条第3項、第93条、第94条第4項及び前条第2項に定める開示を取りやめる場合の手続は、細則で定める。
- （細則への委任）
- 第101条 この節に定めるもののほか、上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第5章 自主規制のモニタリング

（設置）

- 第109条 本会の自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、もって公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、本会に、自主規制モニター会議（以下「モニター会議」という。）を置く。
- 2 モニター会議は、第2編第2章に規定する品位保持、同編第3章に規定する監査業務の運営状況の調査その他本会の自主規制活動に関し、意見を述べ、又は本会の求めに応じて助言することを職務とする。
- 3 前項の職務を遂行するため、モニター会議は、次に掲げる機関（以下「モニタリング対象機関」という。）の長にその所管する制度の運営状況の報告をさせ、及び関係資料を提出させることができる。
- (1) 監査・規律審査会
 - (2) 綱紀審査会
 - (3) 品質管理委員会
 - (4) 適正手続等審査会
- （委員）

第110条 モニター会議は、第157条第2項の規定により選任される理事1人、会員外の学識経験を有する者6人以内及び会員1人の8人以内の委員をもって組織する。

2 モニター会議の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(運営)

第111条 モニター会議の議事を整理し、及び進行するため、委員（会員である委員を除く。）の互選により議長及び副議長を選任する。

2 モニター会議は、1事業年度につき少なくとも3回開催するものとする。

3 モニター会議の議事は、非公開とする。

4 モニター会議の議長は、会議の終了後速やかに議事要旨を作成し、会議で用いた資料と併せて公表するものとする。ただし、公表することが不相当と認められる議事又は資料の全部又は一部を公表しないことができる。

(委任)

第112条 前2条に定めるもののほか、モニター会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員への求意見)

第113条 会長は、モニタリング対象機関が所管する制度に係る会則、規則又は細則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、モニター会議の委員に意見を求めなければならない。

